

さがみはら 子ども応援プラン

概要版

相模原市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

相模原市幼稚園教育振興プログラム
相模原市ひとり親家庭等自立促進計画



相模原市

潤水都市 さがみはら

1. 計画策定の趣旨・計画期間

子どもたちを取り巻く環境は、保護者の就労環境の多様化や核家族の進行、地域コミュニティの希薄化などにより大きく変化しています。

このような状況の中、本市では次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかし、保育所の待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、すべての子どもに良質な環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から本格的にスタートします。

この制度においては、市町村が実施主体となって、施設や事業などの支援メニューを計画的に整備し、実施していくために、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。

本市では、これまでの「次世代育成支援行動計画（さがみはら いきいき親子 応援プラン）」を引き継ぎ、安心して子どもを生み育てられるまち、将来を担う子どもの成長と、若者が社会的に自立し活躍できるまちを目指し、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が本格的に始まる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2. 計画の位置付け

「新・相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画として策定します。

なお、本計画は、これまで取り組んできた「次世代育成支援行動計画」の後継となる計画として策定するほか、子ども・若者健全育成及び子どもの貧困対策についても包含した計画として策定します。

3. 計画の基本的な考え方



子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら

すべての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来をつくる存在です。

無限の可能性を持つ子どもの育ちを支えるとともに、子ども・若者が自信をもって自己を確立し、将来に夢と希望を持って育つことができる「まち」。

そして、家庭・地域・職場・行政が連携し、子どもと子育て家庭を支援し、「子どもの最善の利益」を目指す「まち」。

本市では、子育てを通して、社会全体がつながりあう「まち」を目指します。

基本方針Ⅰ 子どもが自らの夢をふくらませ 育つことを支える環境づくり

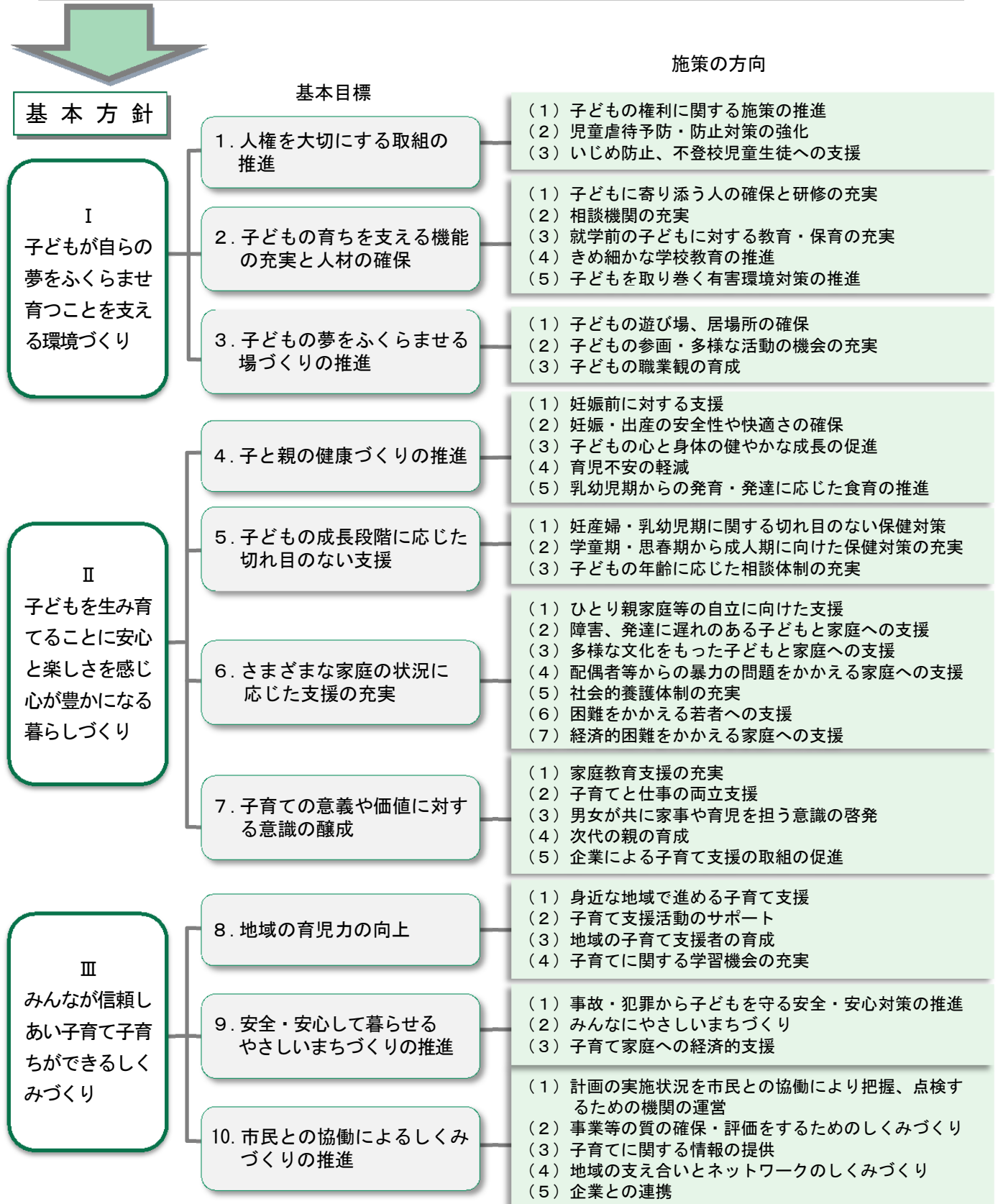
基本方針Ⅱ 子どもを生み育てることに安心と楽しさを感じ 心が豊かになる暮らしづくり

基本方針Ⅲ みんなが信頼しあい 子育て子育てができるしくみづくり

4. 計画の体系

基本理念

子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら



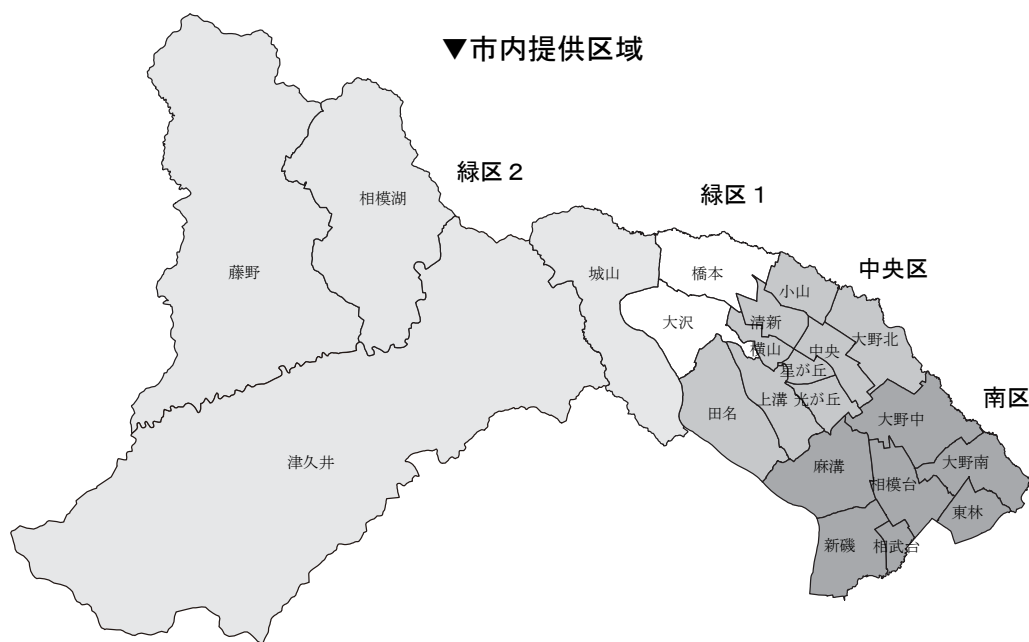
5. 子ども・子育て支援事業の整備

●教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに次のように設定します。

原則は、全市域を1区域又は行政区である3区域（緑区・中央区・南区）とします。

なお、緑区については、津久井地域の状況を考慮することが必要な事業は、緑区1（橋本・大沢地区）と緑区2（津久井地域）に分け、区域を設定することとします。



区域【緑区1（橋本・大沢地区）、緑区2（津久井地域）、中央区及び南区】分けの対象施設・事業

対象施設・事業	対象区域
教育・保育の提供区域	4区域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域	
①利用者支援事業	3区域
②地域子育て支援拠点事業	1区域
③妊婦健康診査	1区域
④乳児家庭全戸訪問事業	1区域
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1区域
⑥子育て短期支援事業	1区域
⑦子育て援助活動支援事業	1区域
⑧-1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）	3区域
⑧-2 一時預かり事業（預かり保育以外）	1区域
⑨延長保育事業	3区域
⑩病児保育事業	1区域
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1区域
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1区域

6. 教育・保育施設の見込量と確保方策 ※ の2号認定：満3歳以上で保育の必要のある子どものうち、1号認定と同じく幼稚園等の利用を希望する子どもの推計値です。よって、1号認定の子どもと同じ施設で確保に努めます。

①市全域

単位：人

計画年度	利用者区分		㊤量の見込み	㊤確保の内容				㊤計	㊤-㊤	
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室			
平成27年度	1号認定		10,238	3,558	9,462			13,020	1,962	
	2号認定	学校教育を希望	820							
		上記以外	6,510	6,454			620	7,074	564	
	3号認定	0歳児	954	754		76	124	954	0	
		1・2歳児	4,375	3,459		167	749	4,375	0	
	計	22,897	14,225	9,462	243	1,493	25,423	2,526		
平成28年度	1号認定		10,203	4,427	8,862			13,289	2,296	
	2号認定	学校教育を希望	790							
		上記以外	6,965	6,825			581	7,406	441	
	3号認定	0歳児	1,113	880		119	114	1,113	0	
		1・2歳児	4,589	3,712		263	614	4,589	0	
	計	23,660	15,844	8,862	382	1,309	26,397	2,737		
平成29年度	1号認定		10,108	5,554	7,744			13,298	2,430	
	2号認定	学校教育を希望	760							
		上記以外	7,244	7,151			420	7,571	327	
	3号認定	0歳児	1,200	963		149	88	1,200	0	
		1・2歳児	4,712	3,883		353	496	4,732	20	
	計	24,024	17,551	7,744	502	1,004	26,801	2,777		
平成30年度	1号認定		10,021	6,681	6,367			13,048	2,297	
	2号認定	学校教育を希望	730							
		上記以外	7,450	7,361			363	7,724	274	
	3号認定	0歳児	1,242	993		176	73	1,242	0	
		1・2歳児	4,792	3,944		431	446	4,821	29	
	計	24,235	18,979	6,367	607	882	26,835	2,600		
平成31年度	1号認定		9,966	7,808	4,471			12,279	1,613	
	2号認定	学校教育を希望	700							
		上記以外	7,617	7,541			287	7,828	211	
	3号認定	0歳児	1,277	1,013		202	62	1,277	0	
		1・2歳児	4,856	3,984		510	402	4,896	40	
	計	24,416	20,346	4,471	712	751	26,280	1,864		

②緑区（全域）

単位：人

計画年度	利用者区分		㊤量の見込み	㊤確保の内容				㊤計	㊤-㊤	
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室			
平成27年度	1号認定		2,545	2,233	1,415			3,648	894	
	2号認定	学校教育を希望	209							
		上記以外	1,835	1,835			185	2,020	185	
	3号認定	0歳児	271	190		8	73	271	0	
		1・2歳児	1,214	918		27	269	1,214	0	
	計	6,074	5,176	1,415	35	527	7,153	1,079		
平成28年度	1号認定		2,532	2,581	1,215			3,796	1,062	
	2号認定	学校教育を希望	202							
		上記以外	1,963	1,893			232	2,125	162	
	3号認定	0歳児	279	209		20	50	279	0	
		1・2歳児	1,253	956		53	244	1,253	0	
	計	6,229	5,639	1,215	73	526	7,453	1,224		
平成29年度	1号認定		2,521	2,957	843			3,800	1,084	
	2号認定	学校教育を希望	195							
		上記以外	2,042	1,963			226	2,189	147	
	3号認定	0歳児	283	219		34	30	283	0	
		1・2歳児	1,273	976		96	201	1,273	0	
	計	6,314	6,115	843	130	457	7,545	1,231		
平成30年度	1号認定		2,511	3,332	843			4,175	1,476	
	2号認定	学校教育を希望	188							
		上記以外	2,100	2,033			204	2,237	137	
	3号認定	0歳児	285	229		41	15	285	0	
		1・2歳児	1,281	996		118	167	1,281	0	
	計	6,365	6,590	843	159	386	7,978	1,613		
平成31年度	1号認定		2,503	3,332	443			3,775	1,091	
	2号認定	学校教育を希望	181							
		上記以外	2,147	2,033			243	2,276	129	
	3号認定	0歳児	286	229		46	11	286	0	
		1・2歳児	1,289	996		132	161	1,289	0	
	計	6,406	6,590	443	178	415	7,626	1,220		

②-1 緑区1 (橋本・大沢地区)

単位：人

計画年度	利用者区分	㊤量の見込み	㊤確保の内容				㊤計	㊤-㊤	
			特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室			
平成27年度	1号認定	2,072	1,278	965			2,243	0	
	2号認定	学校教育を希望	171						
		上記以外	1,505	1,320			185	1,505	0
	3号認定	0歳児	244	166		5	73	244	0
		1・2歳児	974	707		11	256	974	0
計		4,966	3,471	965	16	514	4,966	0	
平成28年度	1号認定	2,076	1,453	965			2,418	177	
	2号認定	学校教育を希望	165						
		上記以外	1,610	1,378			232	1,610	0
	3号認定	0歳児	251	185		17	49	251	0
		1・2歳児	1,005	745		37	223	1,005	0
計		5,107	3,761	965	54	504	5,284	177	
平成29年度	1号認定	2,067	1,829	593			2,422	196	
	2号認定	学校教育を希望	159						
		上記以外	1,674	1,448			226	1,674	0
	3号認定	0歳児	255	195		31	29	255	0
		1・2歳児	1,021	765		80	176	1,021	0
計		5,176	4,237	593	111	431	5,372	196	
平成30年度	1号認定	2,059	2,204	593			2,797	585	
	2号認定	学校教育を希望	153						
		上記以外	1,722	1,518			204	1,722	0
	3号認定	0歳児	257	205		38	14	257	0
		1・2歳児	1,027	785		102	140	1,027	0
計		5,218	4,712	593	140	358	5,803	585	
平成31年度	1号認定	2,052	2,204	193			2,397	198	
	2号認定	学校教育を希望	147						
		上記以外	1,761	1,518			243	1,761	0
	3号認定	0歳児	258	205		43	10	258	0
		1・2歳児	1,034	785		116	133	1,034	0
計		5,252	4,712	193	159	386	5,450	198	

②-2 緑区2 (津久井地域)

単位：人

計画年度	利用者区分	㊤量の見込み	㊤確保の内容				㊤計	㊤-㊤	
			特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室			
平成27年度	1号認定	473	955	450			1,405	894	
	2号認定	学校教育を希望	38						
		上記以外	330	515			0	515	185
	3号認定	0歳児	27	24		3	0	27	0
		1・2歳児	240	211		16	13	240	0
計		1,108	1,705	450	19	13	2,187	1,079	
平成28年度	1号認定	456	1,128	250			1,378	885	
	2号認定	学校教育を希望	37						
		上記以外	353	515			0	515	162
	3号認定	0歳児	28	24		3	1	28	0
		1・2歳児	248	211		16	21	248	0
計		1,122	1,878	250	19	22	2,169	1,047	
平成29年度	1号認定	454	1,128	250			1,378	888	
	2号認定	学校教育を希望	36						
		上記以外	368	515			0	515	147
	3号認定	0歳児	28	24		3	1	28	0
		1・2歳児	252	211		16	25	252	0
計		1,138	1,878	250	19	26	2,173	1,035	
平成30年度	1号認定	452	1,128	250			1,378	891	
	2号認定	学校教育を希望	35						
		上記以外	378	515			0	515	137
	3号認定	0歳児	28	24		3	1	28	0
		1・2歳児	254	211		16	27	254	0
計		1,147	1,878	250	19	28	2,175	1,028	
平成31年度	1号認定	451	1,128	250			1,378	893	
	2号認定	学校教育を希望	34						
		上記以外	386	515			0	515	129
	3号認定	0歳児	28	24		3	1	28	0
		1・2歳児	255	211		16	28	255	0
計		1,154	1,878	250	19	29	2,176	1,022	

③中央区

単位：人

計画年度	利用者区分	A量の見込み	B確保の内容				B計	B-A	
			特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室			
平成27年度	1号認定	3,501	848	3,365			4,213	389	
	2号認定	学校教育を希望	323						
		上記以外	2,541	2,530			200	2,730	189
	3号認定	0歳児	320	291		23	6	320	0
		1・2歳児	1,536	1,359		55	122	1,536	0
計		8,221	5,028	3,365	78	328	8,799	578	
平成28年度	1号認定	3,487	1,196	3,165			4,361	563	
	2号認定	学校教育を希望	311						
		上記以外	2,719	2,675			183	2,858	139
	3号認定	0歳児	395	334		42	19	395	0
		1・2歳児	1,563	1,446		99	18	1,563	0
計		8,475	5,651	3,165	141	220	9,177	702	
平成29年度	1号認定	3,475	1,571	2,792			4,363	589	
	2号認定	学校教育を希望	299						
		上記以外	2,828	2,795			97	2,892	64
	3号認定	0歳児	435	359		42	34	435	0
		1・2歳児	1,580	1,501		99	0	1,600	20
計		8,617	6,226	2,792	141	131	9,290	673	
平成30年度	1号認定	3,465	1,947	2,333			4,280	528	
	2号認定	学校教育を希望	287						
		上記以外	2,908	2,865			91	2,956	48
	3号認定	0歳児	456	369		42	45	456	0
		1・2歳児	1,591	1,521		99	0	1,620	29
計		8,707	6,702	2,333	141	136	9,312	605	
平成31年度	1号認定	3,456	2,538	1,469			4,007	277	
	2号認定	学校教育を希望	274						
		上記以外	2,973	2,935			38	2,973	0
	3号認定	0歳児	472	379		42	51	472	0
		1・2歳児	1,600	1,541		99	0	1,640	40
計		8,775	7,393	1,469	141	89	9,092	317	

④南区

単位：人

計画年度	利用者区分	A量の見込み	B確保の内容				B計	B-A	
			特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室			
平成27年度	1号認定	4,192	477	4,682			5,159	679	
	2号認定	学校教育を希望	288						
		上記以外	2,134	2,089			235	2,324	190
	3号認定	0歳児	363	273		45	45	363	0
		1・2歳児	1,625	1,182		85	358	1,625	0
計		8,602	4,021	4,682	130	638	9,471	869	
平成28年度	1号認定	4,184	650	4,482			5,132	671	
	2号認定	学校教育を希望	277						
		上記以外	2,283	2,257			166	2,423	140
	3号認定	0歳児	439	337		57	45	439	0
		1・2歳児	1,773	1,310		111	352	1,773	0
計		8,956	4,554	4,482	168	563	9,767	811	
平成29年度	1号認定	4,112	1,026	4,109			5,135	757	
	2号認定	学校教育を希望	266						
		上記以外	2,374	2,393			97	2,490	116
	3号認定	0歳児	482	385		73	24	482	0
		1・2歳児	1,859	1,406		158	295	1,859	0
計		9,093	5,210	4,109	231	416	9,966	873	
平成30年度	1号認定	4,045	1,402	3,191			4,593	293	
	2号認定	学校教育を希望	255						
		上記以外	2,442	2,463			68	2,531	89
	3号認定	0歳児	501	395		93	13	501	0
		1・2歳児	1,920	1,427		214	279	1,920	0
計		9,163	5,687	3,191	307	360	9,545	382	
平成31年度	1号認定	4,007	1,938	2,559			4,497	245	
	2号認定	学校教育を希望	245						
		上記以外	2,497	2,573			6	2,579	82
	3号認定	0歳児	519	405		114	0	519	0
		1・2歳児	1,967	1,447		279	241	1,967	0
計		9,235	6,363	2,559	393	247	9,562	327	

【確保の内容】

- ・1号認定については、市内の4区域すべてにおいて計画年度の量の見込みに対し、確保されています。
- ・2号認定については、各区域の年度ごとの量の見込みに対し、保育所の新設、認定保育室等の認可化を進めるとともに、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。
- ・3号認定については、各区域の年度ごとの量の見込みに対し、保育所の新設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業の実施を推進し、保育の量的、質的拡充を図ります。

【幼保連携型認定こども園】

教育・保育施設のうち、本計画取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設 置 数	3	5	6	6	6

【保育利用率】

0～2歳の推計児童数は減少傾向にあります。保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

単位：人

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳推計児童数	16,870	16,658	16,371	16,059	15,744
3号認定子どもの量の見込み	5,329	5,702	5,912	6,034	6,133
保育利用率	31.6%	34.2%	36.1%	37.6%	39.0%

7. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

① 利用者支援事業（保育専門相談事業）

認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするための窓口を設け、関係機関との連絡調整等を行う保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を各区のこども家庭相談課に配置します。

区 域	項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	確保提供量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
緑 区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
中央区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
南 区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	49,497	77,467	101,931	126,395	150,859	175,323
	②確保提供量		60,000	89,175	118,350	147,525	176,700
	②-①		△17,467	△12,756	△8,045	△3,334	1,377
	実施箇所	14か所	16か所	20か所	26か所	32か所	38か所

③ 妊婦健康診査

妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施します。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付します。

単位：延べ回数/年

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	69,378	77,224	76,216	75,208	73,108	71,890
	②確保提供量		77,224	76,216	75,208	73,108	71,890
	②-①		0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員（保健師・助産師等）が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。

単位：人

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域 (合計)	①量の見込み	5,371	5,516	5,444	5,372	5,222	5,135
	②確保提供量		5,516	5,444	5,372	5,222	5,135
	②-①		0	0	0	0	0
	訪問率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤ 養育支援訪問事業（養育支援家庭訪問事業）

子どもの養育についての支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。

単位：延べ回数/年

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	237	256	266	277	288	300
	②確保提供量		256	266	277	288	300
	②-①		0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①の見込み	108	380	460	540	620	700
	②確保提供量		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	②-①		1,420	1,340	1,260	1,180	1,100

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

生後3か月から小学生まで（障害児は18歳まで）の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように、地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	8,177	9,183	9,945	10,707	11,469	12,230
	②確保提供量		9,183	9,945	10,707	11,469	12,230
	②-①		0	0	0	0	0

⑧-1 一時預かり事業【幼稚園在園児対象の預かり保育】

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域 (合計)	①量の見込み	201,781	210,995	216,526	221,322	225,582	229,437
	②確保提供量		210,995	216,526	221,322	225,582	229,437
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み		43,989	44,941	45,733	46,412	47,007
	②確保提供量		43,989	44,941	45,733	46,412	47,007
	②-①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み		82,572	85,257	87,659	89,853	91,889
	②確保提供量		82,572	85,257	87,659	89,853	91,889
	②-①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み		84,434	86,328	87,930	89,317	90,541
	②確保提供量		84,434	86,328	87,930	89,317	90,541
	②-①		0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業【預かり保育以外】

一時保育事業

日ごろ保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。

なお、こちらは未就学児のみを対象としています。

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域 (合計)	①量の見込み	30,561	35,343	40,391	45,439	50,487	55,535
	②確保提供量		35,343	40,391	45,439	50,487	55,535
	②-①		0	0	0	0	0

⑨ 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間である11時間を超えて保育を行います。

単位：延べ人数/月

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域 (合計)	①量の見込み	9,967	11,244	11,763	12,220	12,635	13,015
	②確保提供量		11,244	11,763	12,220	12,635	13,015
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み		2,400	2,463	2,525	2,588	2,650
	②確保提供量		2,400	2,463	2,525	2,588	2,650
	②-①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み		5,392	5,778	6,104	6,386	6,635
	②確保提供量		5,392	5,778	6,104	6,386	6,635
	②-①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み		3,452	3,522	3,591	3,661	3,730
	②確保提供量		3,452	3,522	3,591	3,661	3,730
	②-①		0	0	0	0	0

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	1,440	2,662	3,524	4,386	5,248	6,113
	②確保提供量		5,408	6,968	6,968	6,968	6,968
	②-①		2,746	3,444	2,582	1,720	855

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない者に、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	4,708	6,982	7,210	7,431	7,615	7,817
	②確保提供量		5,395	6,005	6,615	7,225	7,817
	②-①		△1,587	△1,205	△816	△390	0

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

● 事業概要

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、市が利用者負担額を定めますが、施設によっては実費徴収等（教材費、行事参加費等）の上乗せ徴収を行う場合があります。本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

● 考え方

現状では、同様の事業を実施していないため、国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成の実施について検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

● 事業概要

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員の配置や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入支援を行います。

● 考え方

新規施設等に対する支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。



8. 子ども施策の総合的展開

基本目標 1 人権を大切にする取組の推進

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
自分のことが好きと言える 子どもの割合 【市独自調査】	41.7%	47.6%	子どもの自己肯定感を見る指標

※「子ども・子育て支援アンケート調査」において、「わからない」と回答した子どものうち2割が「好き」と回答し、増加することを目標に設定しました。

2 施策の方向

(1) 子どもの権利に関する施策の推進

「子どもの権利条約」に関する教育・啓発活動を行うなど、子どもを含むすべての市民が子どもを権利の主体として尊重することやいのちの大切さの認識を深める取組等を進めます。

- 主な取組**
- ◆子どもの権利保障の推進
 - ◆子どもの権利救済委員等の設置 など

(2) 児童虐待予防・防止対策の強化

児童相談所、警察、医師等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」の運営をさらに充実し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、様々な事業において連携し、子どもとその家族を見守り、支援する体制の充実を図ります。

- 主な取組**
- ◆要保護児童対策地域協議会の運営
 - ◆児童虐待防止の啓発事業 など

(3) いじめ防止、不登校児童生徒への支援

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

- 主な取組**
- ◆青少年・教育相談事業の推進
 - ◆いじめ防止への取組 など



基本目標 2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
保育を必要とする児童が、 保育を受けることができる 割合	98.7%	100.0%	本市の保育環境が整えられているかを示 す指標

2 施策の方向

(1) 子どもに寄り添う人の確保と研修の充実

保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況にかかわらず、すべての子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、認め、子どもと一緒に考えることができるよう、人材の確保と研修の充実に努めます。

- 主な取組**
- ◆子どもの人権等にかかる研修事業の推進
 - ◆こどもセンター、児童館、児童クラブ指導員等研修の充実 など

(2) 相談機関の充実

複雑化・多様化する子どもの心の成長と心の問題に関わるすべての相談について、児童生徒や親が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

- 主な取組**
- ◆相談指導教室ボランティアの活用
 - ◆児童相談所機能の充実・強化 など

(3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実

就学前の教育・保育を担う認定こども園・幼稚園・保育所等の振興を図り、人間形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育・保育の充実に努めるとともに、教育・保育の需要に応じた施設整備等の取組を進めます。また、就学前教育・保育から就学後の教育に円滑に移行できるよう、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校、中学校の連携を進めます。

- 主な取組**
- ◆認定こども園の設置促進
 - ◆地域型保育事業の促進 など

(4) きめ細かな学校教育の推進

少人数指導等の多様な学習形態を取り入れながら、児童生徒一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな指導を充実するとともに、地域の特色を反映した創意工夫ある教育活動の取組を進め、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。また、異年齢交流や同世代の子ども同士が相互にふれあう機会が少なくなっていることから、各種教育活動を通じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校等の相互の交流を進めます。

- 主な取組**
- ◆少人数指導等支援事業の推進
 - ◆異年齢・世代間交流の推進 など

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し、適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。また、性や暴力等に関する凶書や情報等の有害な環境は、子どもに対し悪影響を与えることから、地域住民や関係機関と連携・協力して、地域の環境浄化活動を進めます。

- 主な取組**
- ◆青少年問題協議会の運営
 - ◆青少年街頭指導事業の推進 など

基本目標3 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
体験活動をして良かったと感じる児童生徒の割合 【市独自調査】	75.6%	80.0%	体験学習の効果を見る指標

※活動内容の充実等により、4.4ポイントの増加を見込み目標を設定しました。

2 施策の方向

(1) 子どもの遊び場、居場所の確保

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、子どもの遊び場の充実を図ります。また、児童クラブの待機児童解消に向けた取組や年齢に応じた放課後の居場所づくりに努めます。

- 主な取組**
- ◆こどもセンター、児童館事業の充実
 - ◆放課後子ども総合プラン推進事業の実施 など

(2) 子どもの参画・多様な活動の機会の充実

子どもの声がまちづくりに反映されるよう、子どもが主体的に参画し、積極的に意見を表明できる場づくりを進めます。また、子どもの「生きる力」及び「道徳感・正義感」を育むため、自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図ります。また、青少年指導者、ジュニアリーダー、シニアリーダー等の育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の促進を図ります。

- 主な取組**
- ◆公民館における青少年事業の推進
 - ◆子どもの参画の機会の確保 など

(3) 子どもの職業観の育成

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる機会を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

- 主な取組**
- ◆さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業の推進
 - ◆中学生職場体験支援事業 など



基本目標 4 子と親の健康づくりの推進

1 成果指標

指 標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
乳幼児の健康状況の把握率	95.9%	100.0%	乳幼児の健康、発達、発育等の支援ができて いるかを見る指標

※すべての乳幼児に対して健康、発達、発育等の支援をすることを目標に設定しました。

2 施策の方向

(1) 妊娠前に対する支援

不妊で悩む人が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、情報交換の場や気軽に相談できる体制を整えます。また、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を推進していきます。

- 主な取組**
- ◆特定不妊治療費助成事業の推進
 - ◆妊娠前教室の開催 など

(2) 妊娠・出産の安全性や快適さの確保

妊婦やその家族が協力して妊娠から出産まで安全・快適に過ごすことができるよう、産婦人科急病診療事業や妊婦健康診査事業等を実施します。

- 主な取組**
- ◆産婦人科急病診療事業の実施
 - ◆妊婦健康診査事業の実施 など

(3) 子どもの心と身体の健やかな成長の促進

安心して楽しく育児ができるよう訪問指導を充実するとともに、育児相談・育児教室等を通して育児に関する情報提供の充実を図ります。また、健康診査等を実施し、すべての子どもが安心して生活できるよう、個々に合ったきめ細かな育児支援を進めます。

さらに、歯の健康を守るために、歯磨きの習慣を身に付け、積極的に虫歯の予防ができるように、普及・啓発や歯科保健に関する情報提供の充実を図ります。

- 主な取組**
- ◆こんにちは赤ちゃん事業の実施
 - ◆小児急病診療事業の実施 など

(4) 育児不安の軽減

育児で孤立することなく楽しんで子育てをすることができるよう、保護者同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有・共感できる情報交換の場の提供や育児不安が強い保護者には訪問等を行い、育児に対する不安や負担感の軽減に努めます。

- 主な取組**
- ◆ふれあい親子サロンの開催
 - ◆育児相談事業の充実（電話・来所） など

(5) 乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

子どもの発育・発達に応じた効果的な食育の推進のために、相模原市食育推進計画に基づき、子どもの食に関わる様々な機関が連携し、ネットワークづくりを進めます。

また、乳幼児期から適切な生活習慣を身に付けることができるよう、情報提供を充実するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携を進めます。

- 主な取組**
- ◆離乳食教室の開催
 - ◆認定こども園・幼稚園・保育所における食育の推進 など

基本目標 5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
子どもを育てていることに満足している市民の割合 【市独自調査】	76.5%	85.5%	子どもを育てていく上で、楽しく子育てが できているかを見る指標

※「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、「満足していない・どちらかといえば満足していない」と回答した人が「満足」となるよう目標を設定しました。

2 施策の方向

(1) 妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保され、安心して子育てをしていくために妊娠期からの継続した支援を行います。

主な取組 ◆乳幼児健康診査事業の実施
◆予防接種の実施 など

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期は、子どもからおとなへと移る変化の大きな時期で精神的にも不安定な時期です。児童生徒の健康診断を実施し、健康の保持に努めるほか、性感染症や喫煙、飲酒、薬物乱用防止等について各成長・発達段階の課題を認識し、保健対策の充実を図ります。

主な取組 ◆「性に関する指導の手引き」の活用と性に関する指導の推進
◆薬物乱用防止対策事業の推進 など

(3) 子どもの年齢に応じた相談体制の充実

子どもの成長によって変化する相談内容に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

主な取組 ◆思春期相談の実施
◆学校出張相談の推進 など

基本目標 6 さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	86.6%	88.0%	就労による自立に向けた指標（児童扶養手当 法第13条の3の該当者で就労している者）

※児童扶養手当法第13条の3の規定は、手当受給から5年を経過等し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由が無く就業していない場合、支給額を2分の1にするものです。

2 施策の方向

(1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、社会的かつ経済的な自立に向けた支援を推進するとともに、相談業務や支援制度・行政サービスについての情報提供を充実します。また、就業を促進するため、資格取得等に伴う経済的負担の軽減を図る施策を推進するとともに、就業相談や講習会、就業情報提供等の就業支援を実施します。

主な取組 ◆保育所等の利用調整
◆児童扶養手当の支給 など

(2) 障害、発達に遅れのある子どもと家庭への支援

障害の軽減や生活能力の向上を図るために、障害の早期発見からその後の療育まで一貫した対応を進めます。また、一人ひとりの可能性を大切に、乳幼児期の保育・教育内容の充実や子ども同士の交流を深めるための取組、子ども一人ひとりに適切な教育の場を提供するなど、ライフステージを見通した対応が可能となるよう取組を進めます。

- 主な取組**
- ◆療育相談事業の推進
 - ◆発達障害支援センターの運営 など

(3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人市民のニーズを把握しつつ、情報面での支援や市民ボランティアが主体となった支援活動の充実等、多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

- 主な取組**
- ◆国際交流ラウンジ事業の充実
 - ◆「子育てガイド」の外国語版の作成 など

(4) 配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談に応じ、救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

- 主な取組**
- ◆婦人相談事業の実施
 - ◆母子生活支援施設への入所 など

(5) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制については、様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもを、できる限り家庭的な環境で養育するため、原則として里親委託を優先するなど、家庭養護を推進するとともに、乳児院や児童養護施設の小規模化及び地域分散化を推進します。

また、社会的養護が必要な子どもや様々な事情により地域での自立が困難な母子がかかえる課題に対し、的確に対応するため、専門的ケア、自立支援、家族支援等を推進するとともに、社会的養護の担い手となる人材の確保・育成を推進し、支援体制の充実を図ります。

- 主な取組**
- ◆里親委託等の推進
 - ◆児童養護施設の小規模化及び地域分散化の推進 など

(6) 困難をかかえる若者への支援

困難をかかえた若者の自立を支援するためには、相談支援だけではなく、個別の状況に応じた生活支援や社会体験活動、就労訓練等を実施していきます。

また、ひきこもり等の困難をかかえる若者の自立に向けた取組を進めます。

- 主な取組**
- ◆地域若者サポートステーション事業の実施
 - ◆子ども若者支援協議会の運営の充実 など

(7) 経済的困難をかかえる家庭への支援

生活保護世帯や生活困窮世帯への自立を支援するため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、継続的な支援と個々の状況に合った支援を実施していきます。

生活保護世帯等の子ども・若者への学習支援や日常的な生活を身に付けるための支援を行い、子どもが健全に育成される環境を整備しながら、子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組を進めます。

- 主な取組**
- ◆就学援助費の交付
 - ◆生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援 など

基本目標 7 子育ての意義や価値に対する意識の醸成

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合 【市独自調査】	17.5%	24.0%	子育てに対する社会全体の意識の醸成を見る指標

※「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、子育てに対して十分な評価を受けていないと回答した人のうち、3割の人が「評価されている」と感じるように目標を設定しました。

2 施策の方向

(1) 家庭教育支援の充実

子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けるための学習の機会や情報提供を行っていきます。

- 主な取組**
- ◆家庭教育の推進
 - ◆「家庭の日をつくりましょう」の推進 など

(2) 子育てと仕事の両立支援

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日保育等の特別保育や放課後児童対策等を充実し、子育てと仕事の両立支援に努めます。また、子育てと仕事の両立を目指す人に対する就労支援を推進します。

- 主な取組**
- ◆延長保育の拡充
 - ◆公立児童クラブ運営体制等の充実 など

(3) 男女が共に家事や育児を担う意識の啓発

男性が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、男女が共に協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

- 主な取組**
- ◆「お父さんといっしょ」の配布
 - ◆男女共同参画意識の普及啓発

(4) 次代の親の育成

将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るための体験活動や講座、道徳教育等の充実を図ります。

- 主な取組**
- ◆赤ちゃんとふれあい体験教室の開催

(5) 企業による子育て支援の取組の促進

企業や関係機関と連携し、子育てと仕事の両立に向けた情報提供や事業所内保育事業を促進します。

- 主な取組**
- ◆事業所内保育事業の促進
 - ◆院内保育施設運営費の助成 など



基本目標 8 地域の育児力の向上

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
子育てサポーターの活動率	59.3%	67.0%	地域の子育て支援が推進されているかを見る指標

※子育てサポーターとして登録したが、活動していない人のうち、2割の人が活動することを目標に設定しました。

2 施策の方向

(1) 身近な地域で進める子育て支援

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。

- 主な取組**
- ◆子育て広場の拡充
 - ◆地域の子育て活動の支援の推進 など

(2) 子育て支援活動のサポート

子育てを応援する機運を高め、市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやNPO法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

- 主な取組**
- ◆ファミリー・サポート・センター事業の充実
 - ◆「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営 など

(3) 地域の子育て支援者の育成

子育てに関わる支援者等を育成するとともに、退職後や子育て後のシニア世代が地域においてより活動しやすい環境を整えるなど、人材づくりと活動の一層の促進を図ります。

- 主な取組**
- ◆ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の研修の充実
 - ◆子育てサポーターの育成 など

(4) 子育てに関する学習機会の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であることから、子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの成長・発達段階に応じた子育て講座等、家庭教育や子育てに関する学習機会の提供を進めます。

- 主な取組**
- ◆男女共同参画による子育て支援事業の推進
 - ◆地域子育て支援拠点事業における講座の充実



基本目標 9 安全・安心して暮らせるやさしいまちづくりの推進

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
市内で発生した子どもの交通事故件数	322件	272件	子どもの安全が確保されているかを見る指標

※前年比約3%の減少を目指し、目標を設定しました。

2 施策の方向

(1) 事故・犯罪から子どもを守る安全・安心対策の推進

交通事故や犯罪の発生を未然に防止するため、家庭、学校、地域等、あらゆる機会を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。また、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。

主な取組

- ◆交通安全教室の開催
- ◆安全・安心パトロールの実施 など

(2) みんなにやさしいまちづくり

妊婦、子ども、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリーを進めます。また、歩道の段差解消をはじめ、安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人にやさしいまちづくりを進めます。

主な取組

- ◆ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ◆公共交通機関におけるバリアフリー化の促進 など

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

主な取組

- ◆小児の医療費の助成
- ◆幼稚園就園奨励補助事業の充実 など



基本目標10 市民との協働によるしくみづくりの推進

1 成果指標

指標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
地域の子どもへの育成活動に参加した市民の割合 【市民アンケート】	14.7%	19.8%	地域における、子どもに関する各種活動への参加状況を見る指標

※「社会生活基本調査」（総務省）の「子どもを対象とした活動」の結果をもとに、アンケート値の毎年の伸び率を参考に、目標を設定しました。

2 施策の方向

(1) 計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される機関を運営し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映させます。

主な取組 ◆子ども・子育て支援事業計画の進行管理

(2) 事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり

安心して教育・保育等のサービスを選択し利用するためには、教育・保育の質の確保・向上への取組は欠かせません。事業等の質の確保・向上を図るため、巡回指導、相談、第三者評価の受審の促進等の環境整備を進めていきます。

主な取組 ◆認定こども園・幼稚園・保育所における外部評価の推進
◆児童福祉施設等のサービス評価の促進 など

(3) 子育てに関する情報の提供

子育て関連情報を紹介するため、様々な情報媒体やあらゆる機会を通して、情報の提供に努めます。また、多様な子育て支援に関する情報が適切に届き、サービスの利用につなぐことができるよう体制の充実を図ります。

主な取組 ◆すくすく保育アテンダントの配置
◆「子育てガイド」の発行 など

(4) 地域の支え合いとネットワークのしくみづくり

子どもの健やかな育ちを身近な地域で支えるため、ボランティア、NPO法人、幼稚園・保育所・学校、行政等を含めた子どもに関わる関係者が連携し、地域の子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

主な取組 ◆地域子育て支援事業の推進
◆認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進 など

(5) 企業との連携

企業との連携により子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援に参画しやすいしくみづくりを進めます。

主な取組 ◆高校生インターンシップ（就業体験）の支援
◆企業・大学等スポーツネットワーク事業の推進 など

9. 計画の推進

(1) 計画の推進

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、共通の課題意識を持ち、横断的に取り組んでいくことが大切です。

このため、市民と行政が協働で、責任をともにする市民参画のまちづくりを進め、市民一人ひとりが次世代育成支援への関心を高めるとともに、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政等がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

<市民の役割>

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、支えていくことが求められています。

<家庭の役割>

家庭は子どもが生まれ育つ基本的な場です。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

<子どもに関わる施設の役割>

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等は、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、家族や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じ、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

<地域の役割>

地域社会は、地域に住むすべての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場であり、すべての子どもが健全に成長できるよう、子育てのための相互支援活動への積極的な取組等、子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。

<企業の役割>

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されるとともに、地域社会の一員として、より一層の貢献と参画に努めることが求められています。

<行政の役割>

市は、この計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で保育・母子保健・学校教育等に取り組むことが必要です。さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細かく展開していきます。

(2) 計画の進行管理

5年という短期間に実効性のある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究等を行います。

また、計画の進行状況を定期的に「相模原市子ども・子育て会議」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

(3) 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

10. 個別計画

相模原市幼稚園教育振興プログラム

1 計画の趣旨、計画期間、計画の位置付け

平成 27 年4月からの「子ども・子育て支援新制度」のスタートに当たり、新制度においては、現行のまま私立幼稚園として運営を継続する園、新制度に移行し、施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園として運営する園というように、複雑に分かれることになりました。

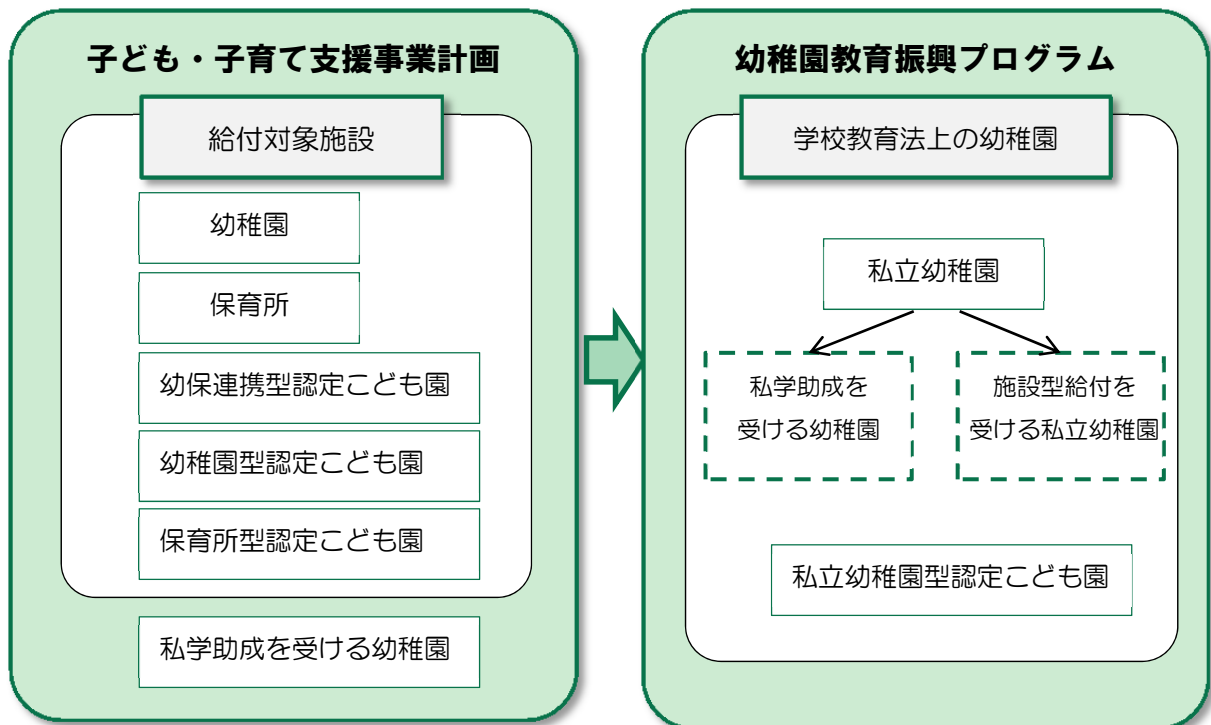
このように複雑な環境におかれた私立幼稚園と本市が連携して取り組むため、「子ども・子育て支援事業計画」の個別計画として、改めて「相模原市幼稚園教育振興プログラム」を作成し、基本目標を設けて施策を体系付け、計画的に幼児教育に関する事業を推進するものとなりました。

計画の期間は、相模原市子ども・子育て支援事業計画と同様に平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

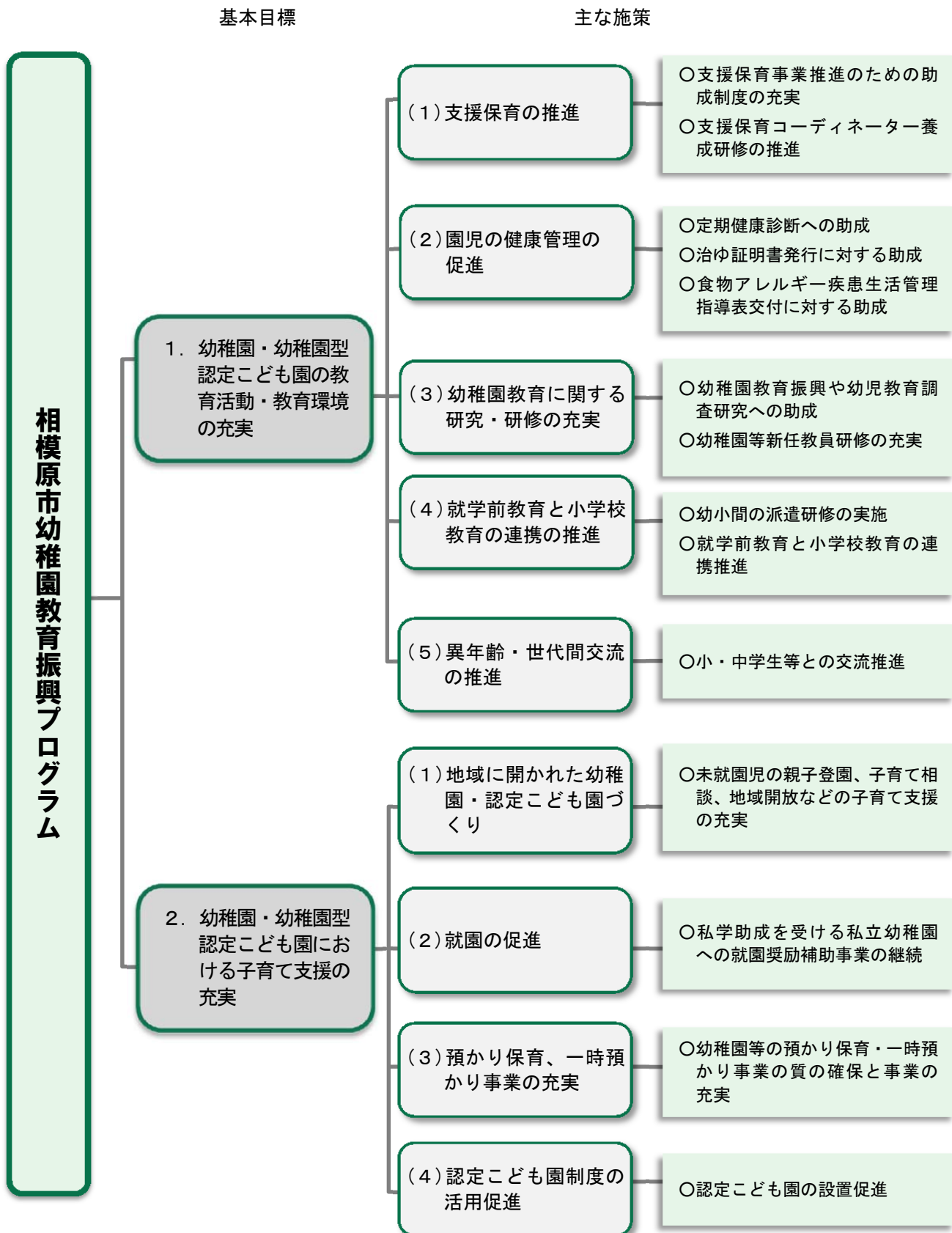
本計画は、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」の一領域を構成する個別計画として位置付け、「相模原市教育振興計画」との整合を図ります。

2 本プログラムを推進する主体

- ①私学助成を受ける幼稚園
- ②子ども・子育て支援新制度における
 - ・施設型給付を受ける私立幼稚園
 - ・私立幼稚園型認定こども園



3 体系図



4 事業計画

基本目標 1 幼稚園・幼稚園型認定こども園の教育活動・教育環境の充実

幼稚園・幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園等」といいます。）の教育活動や教育環境の充実、支援を必要とする幼児に対するきめ細かな対応等に向けた施策を推進することにより、充実した幼児教育の提供を進めます。

（1）支援保育の推進

支援保育を行う幼稚園等に対する助成制度等の充実を図ります。また、園児一人ひとりの発達に合わせた支援が図られるよう、支援保育コーディネーターに対する養成研修を推進します。

（2）園児の健康管理の促進

園児の定期健康診断及び歯科健康診断に対する助成を実施します。また、治癒証明書発行に対する助成や生活管理指導表交付手数料の助成を実施します。

（3）幼稚園教育に関する研究・研修の充実

幼稚園教育振興や幼稚園団体の幼児教育調査研究の補助事業を実施します。また、幼稚園等新任教員を対象とした研修を実施します。

（4）就学前教育と小学校教育の連携の推進

小学校教諭の幼稚園派遣研修を継続して実施するとともに、幼稚園教諭の小学校への派遣研修について調査・検討し、就学前教育と小学校教育の連携の拡充を図ります。

（5）異年齢・世代間交流の推進

小学校の生活科や中学校の職場体験等で行う幼稚園等との交流やその他各種交流事業の実施を推進します。

基本目標 2 幼稚園・幼稚園型認定こども園における子育て支援の充実

幼稚園等の子育て相談、未就園児の親子登園等の子育て支援の充実、預かり保育事業の充実や認定こども園制度の活用を進めることにより、幼稚園等の持つ専門機能を生かしながら、就学前の子どもに対する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を進めます。

（1）地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり

未就園児の親子登園、子育て相談、地域開放等、幼稚園等が行う地域における子育て支援の充実を図ります。

（2）就園の促進

私学助成を受ける幼稚園在園児の保護者の負担軽減を図り、幼稚園への就園を奨励するため助成制度を継続します。

（3）預かり保育、一時預かり事業の充実

幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の質の確保と事業の充実を図ります。

（4）認定こども園制度の活用促進

認定こども園の設置を促進するため、保育所機能の充実のための助成を行います。

相模原市ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の趣旨、計画期間、計画の位置付け

本市においては、平成 22 年 3 月に策定した「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはら いきいき親子 応援プラン）後期計画」の中で様々な家庭の状況に応じた支援の充実として、母子家庭や父子家庭、いわゆるひとり親家庭や寡婦を対象とした「ひとり親家庭等の自立に向けた支援」を施策にとり入れ、実施してきました。

ひとり親家庭等の現状を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種施策を総合的かつ計画的に展開する必要があることから、「相模原市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

計画の期間は、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」と同様に平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

本計画は、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」の一領域を構成する個別計画として位置付けます。

2 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 子育てや生活への支援

ひとり親家庭が自立するためには、安心して子育てと仕事の両立ができるよう支援することが重要なことから、保育所や児童クラブの入所・入会の選考基準・審査基準において加点する制度、子どもの養育や健康面等の悩みを話し合う場を設ける「ひとり親家庭等生活向上事業」、そして、病気や冠婚葬祭への出席等で一時的に子どもの育児ができないときなどに家庭生活支援員を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、継続して推進します。

また、母子生活支援施設では、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。

今後は、父子家庭についても情報交換の場を設けることや相談体制の充実を図ります。

(2) 就業への支援

ひとり親家庭の父母や寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行っています。

母子家庭の母については、就業経験がない人、専業主婦の期間が長く就職に不安がある人等を対象とした就職支援セミナーの開催を継続して実施しています。

ひとり親家庭の父母については、個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業についても継続して実施しているほか、介護職員初任者研修等の教育訓練講座の受講費用の一部を給付する事業と、生活の安定につながる看護師等の高等技能の資格取得の受講期間の生活費の負担軽減を図る支援事業を継続して実施します。

また、生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行います。

(3) 養育費確保への支援

ひとり親家庭に対する制度をまとめた、「福祉のてびき」等により広報・啓発活動を実施します。各区のこども家庭相談員に対し、養育費に関する研修を実施し、相談・情報提供体制を充実します。

(4) 経済的支援

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭及び寡婦家庭に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付け並びにひとり親家庭に対する医療費の助成を引き続き行います。ひとり親家庭のうち、死別、離婚等のひとり親家庭には、市・県民税、所得税の寡婦（夫）控除が適用されていますが、非婚のひとり親家庭には適用されていないため、申請により保育料等に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。

(5) 相談体制・情報提供

ひとり親家庭がかかえる課題は多岐に亘っているため、各家庭の実情を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる必要があります。

「福祉のてびき」やインターネットの活用により、支援施策や制度の周知を図るとともに、関係機関との連携により、国・県を含めた行政サービスの効果的な情報提供を実施します。

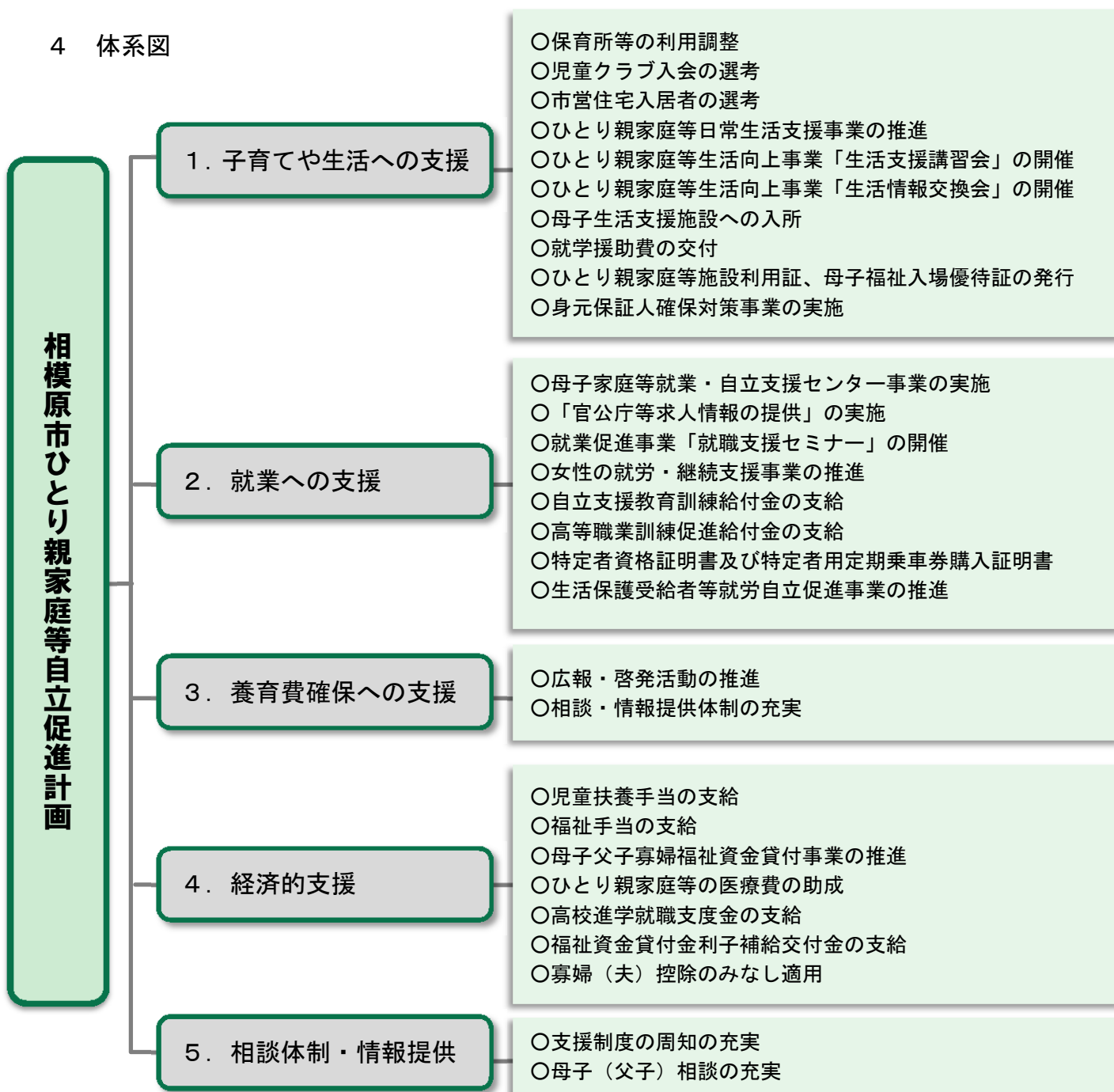
また、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや養育費についての相談体制を充実します。

3 成果指標

指 標	基準値 (H25)	目標 (H31)	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	86.6%	88.0%	就労による自立に向けた指標（児童扶養手当法第13条の3の該当者で就労している者）

※児童扶養手当法第13条の3の規定は、手当受給から5年を経過等し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由が無く就業していない場合、支給額を2分の1にするものです。

4 体系図





相模原市子育て応援イメージキャラクター
「はなたん」

相模原市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行者 相模原市健康福祉局こども育成部こども青少年課
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目 11 番 15 号
TEL 042-769-9811 FAX 042-759-4395